



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

363	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課)..... 1
364	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課)..... 1
365	令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課)..... 1

## 告 示

### 和歌山県告示第363号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和元年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
藤井裕士	整形外科	北出病院	御坊市湯川町財部728-4	令和 元. 8. 1

### 和歌山県告示第364号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和元年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
太地町漁業協同組合の地区	鯨類追込網漁業及び小型定置漁業	南紀第7

### 和歌山県告示第365号

令和元年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

令和元年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 試験の日時 令和元年11月8日(金)午前10時から正午まで
- 試験実施場所 田辺市新庄町3353番地の9  
和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室2
- 試験科目 筆記試験  
(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

※ 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

手札形（縦11.8センチメートル、横8.2センチメートル）とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

エ 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

##### (2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132

##### (3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合

令和元年10月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 郵送の場合

令和元年10月1日（火）から同月15日（火）までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

##### (4) 受験票の送付

受験願書を受理した場合は、提出期限終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月1日（金）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。

#### 5 合格者の発表等

##### (1) 合格発表日

令和元年11月29日（金）

##### (2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>）にて公開する。また、受験者に対し郵送により合否を通知する。

#### 6 試験結果の開示

この試験の合否及び受験者の得点数（合計得点及び各試験科目ごとの得点）については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券

等の顔写真付きで公的機関の発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とし、開示の時間は、開示の期間中午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までの間とする。

#### 7 その他

- (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、令和元年8月13日（火）から同年10月15日（火）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）交付する。また、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。
- (2) 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。
- (3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。
- (4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。
- (5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。